

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和6年9月6日（金）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	総務部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民生部長	不破 生美	保険医療課 課長	後藤 雅幸
	こども 福祉課長	飯田 陽亮		
職務のため 出席した者	議長	水野 智見	議事 事務局 会長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主事	大河内 里帆
付託事件	議案第44号 表彰について 議案第45号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部改正について 議案第46号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正につい て			

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件審査終了後に、お時間をいただき所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会開会の前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

台風10号が各地に大きな被害をもたらしました。幸いと言ってはなんですが、この東海地方にはさしたる大きな、特にこの蟹江町、当町にもございませんでした。十分な対策を取らせていただき、議員各位にもまたいろいろご心配いただいたかも分かりませんが、何とか取りあえず10号まではということで。

ただ、今年はたくさん台風が多分来るであろうという気象庁のおおよそのあれもありますので、気は許せませんが、まだまだ暑い日も続いているようであります。ご自愛をいただきながら、頑張ってくださいと思います。

今日の付託案件3件でございます。いずれも大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしく願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いします。

本日の会議は、配付した次第により行います。

議案第44号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、お手元に補足資料としまして追加の資料を提出させていただいています。寄附に関する表彰というところで、具体的には番号19の松屋株式会社様からの収納ベンチ、救助

工具袋及び4ツ折り足付担架の写真と、それから、番号20、黒川紀章氏顕彰碑建立委員会の黒川紀章氏の顕彰碑、それから植木、それから案内看板についての写真と、あと位置図になっております。

お目通しをいただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

では、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

おはようございます。

町政功労者表彰及び礼遇のところなんですけれども、条例見ますと第2条第1項のところ、議会議員は8年以上で表彰されて、さらに12年のときに終身の町政功労者になると条例であるんですけれども、何が違うんですかね。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま飯田議員から町政功労者表彰についてご質問がありましたので、ご答弁させていただきます。

飯田議員からもありました蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例というものに基づきまして、まず、議会議員の在職期間が8年の方につきましては、町政に関する顕彰ということで町政表彰という形で表彰しております。第2項で町政功労者として礼遇をするものであるということは定めてありますが、議員の皆様につきましては、3期12年を務めていただいた方につきましては、町政功労者ということで終身表彰という形になります。そして、この礼遇条例に基づきまして、いろいろな式典等があった場合にはご参加いただくような案内状を、終身で表彰されておりますのでワンランク上の表彰という位置づけになっております。

以上です。

○委員 飯田雅広君

なんか2回もやらないあかんかなというのちよっと思ったりもしているんですけれども。終身になると、何か式典とかがあるたびに案内が来るということなんですよね。2回もやらないあかんかなと思っていて、その辺どうなんですかね。

○総務課長 藤下真人君

ただの表彰という言葉が悪いんですけれども、一般的な表彰と終身功労者表彰というのは重みが全然違っていて、ですので、礼遇条例または蟹江町政功労者表彰及び礼遇に関する規程というものを定めさせていただいておりまして、待遇方法として町の表彰式、記念式、追悼式典等の重要式典行事に招待して臨場を仰ぐというものも規定に定めさせていただいておりますので、これは議員の皆様は町政表彰と、また一般的な蟹江町の重要な役職を担って

いただいている方につきましても2段階で表彰、一般表彰と町政功労者表彰という2段階を設けさせていただいておりますので、そういった形で、まず一般表彰させていただいた後に、さらに長いだけということではないんですけれども段階を経て重要な表彰をさせていただきたいということでやらせていただいております。

以上です。

○委員 飯田雅広君

ありがとうございます。

ちょっと別のところなんですけれども、表彰条例も町政功労者の表彰の条例もなんですけれども、第3条の第1号のところに刑事事件に関して現に起訴されている者、または刑に処された者（刑の消滅した者を除く）とあるんですけれども、例えば表彰される、今のところに当てはまっていて、この第3条の第1号に当てはまっていると表彰しないということになっていると思うんですけれども、その事象がやんだときは表彰されるようになるんですか、そのタイミングでこれに当てはまっていると、もうずっと表彰されなくなるんですか。

○総務課長 藤下真人君

ただいまのご質問で表彰条例の中で刑事事件に関して現に起訴されている者、または刑に処された者については表彰しないものと定められておりますので、そういったところにつきましては、今現状は私の知る限りでは対象者おりませんので、また、条例に基づいて決定させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

飯田議員からの刑事事件に関して、今ふと思った。その逆で、表彰されて刑事事件になった場合って、取消しをするの。ちょっと補足で。

○総務課長 藤下真人君

それにつきましても、そのケースに応じて対応させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

現状は今のところないと。

○総務課長 藤下真人君

現状、はい、私が知る限りではありません。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと前にも聞いたかもしれないけれども、12番から16番の社会事業から地方民生と運輸交通で、表彰条例にも規定がないんですね。社会事業に尽くし、その功績にとか、あと、地方民生の安定に力を尽くして、多年にわたりというのがちょっと引っかかって、実際に表彰するに当たって、ほかだと基準年数があって当てはまって、その年数で当てはまって表彰になるんですけども、多年にわたりというと、大体目安的なものがあるのか、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

社会事業等の目安の年数があるのかどうかというご質問についてご答弁させていただきます。

こちらにつきましても表彰選考内規というものをこちらで定めておりまして、条例第2条第3号以下のところで、町内会等などにおいて社会公益事業に20年以上従事し、その発展に貢献し功績の顕著な者という形で定めておりますので、それに基づいて表彰をさせていただいております。また、先ほどの運輸交通や地方民生につきましても、国や県、またはこれらに準ずる機関から各種委員として15年以上従事し、その功績の顕著な者ということで、それに基づいて表彰審査委員会で認めていただいて、今回議会に上程させていただいております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

大体国や県の基準があるんだよね。そこに基づいて多年にわたるんだけど、それを基準にして大体表彰すると。

あと、寄附のことでどんな物を贈られたかなと思ってちょっと資料を用意してもらったんだけど、松屋さんのこの今回の写真、分かりやすくてどういう物があるかと分かるんだけど、これってどこにあるんですか。

○総務課長 藤下真人君

中央児童公園と言いまして、蟹江町産業文化会館、中央公民館分館の東にある公園のところのあずまやの下に2か所ありまして、そちらに災害用ベンチとして設置させていただいております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

前回は松屋さん、災害用ボートを寄附してくださって、結構立派なやつですごいなと思うんだけど、そこに置いて誰が使用するのかとか、どう使っていくのか。ちょっとその辺を、せっかく寄附してくれたんだから、ちょっとそこをお願いします。

○総務課長 藤下真人君

こちらの災害用ベンチ、写真を見ていただきますと救助工具セットと担架が入っております。有事が起きた際、これ盗難防止で鍵がついておるんですけども、こちらの鍵はコインで回せるような、硬貨コインでぐっと回して使えるようなものになりますので、それで有事があった際にはこちらの道具を使って、災害だったり、こういった工具が必要な場合には活用していただけたらと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

誰でも使っていていいということなのかな。災害あったときに、あそこに救助セットあったか

らということを使うと。

あと、黒川紀章氏の顕彰碑も結構金額がすごいんですよ。実際に僕もこの案内看板できたときにちょっと見てきたけれども、寄附で739万5,000円相当ということで結構かかっているんですよ。これ、建立委員会で多分みんな集めて造って、そのまま寄附ということになるんだけど、もう少しね、ちょっとやっぱりこれだけの金額だから、もうちょっと大々的に宣伝するとか何か考えていってもらったほうがいいかなと思うんですけど、その辺の考え方、お願いします。

○総務部長 鈴木 敬君

いただいたときには、新聞に取り上げていただいたりとか、あと広報にもちょっと載せさせていただいたんですけど、一応このような形で、まずは皆さんに来ていただいた図書館ですとか、こちらに遊びに来ていただいた方には見ていただけるという形になりますので、また、そういった状況も勘案しながら考えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

では、議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

本日、第45号の補足資料、事前に配信をさせていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 石原裕介君

では、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回資料請求で大変分かりやすい。そもそも今回所得制限を撤廃して18歳まで児童手当を支給するよということなんだけれども、そこに基づいて、毎回どんなものでもそうなんだけれども、行政手続における個人番号認識うんちゃらうんちゃら、長い文章あって、これをしなければ全然対応できないものなんですか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

今、板倉議員からご質問ありましたマイナンバーを使った手続が必要かという部分ですけども、蟹江町にずっと前から住んでいる方に関しては、所得の情報が町にありますので特にそういった照会をかけるという手続は必要ないんですが、例えば転入、他市町村から転入された方については、児童手当を払う方かそうでないかというところの所得を確認する必要がありますので、それをマイナンバーを使って提供を行うということがいろんなほかの事業等で進められています。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今の答弁でいくと所得の確認なんですよね。今回所得制限が撤廃されることによって、その対象者がもう18歳までの対象というふうになるんだったら、わざわざする必要が。転出転入の関係もあると思うんだけれども、その辺のちょっと時点が。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、議員言われるように所得制限撤廃でこれが必要なかというところがあって、私どももちょっと議論をしたんですけども、児童手当は基本的にお父さん、お母さんみえたら所得の高い方が受給者になります。その所得の上限額以上でも児童手当はもらえるんですが、ただどちらがこの受給者になるかというところを判定するに当たって、そもそもこの規定を全部取っ払ってもいいんじゃないかと法規担当とも議論したんですけども、そういったどちらが受給者になるかという確認でそういった可能性が全く否定できないというところで、今回は特例給付の部分だけを削るだけの改正にさせていただきました。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

特例給付、今話が出て、お父さん、お母さんどっち、今までだと所得の関係があったからそうだったんだけれども、撤廃となると、今の答弁のようにわざわざ本当にする必要があるのかなとやっぱり思います。そこ、追及するというわけじゃないんだけれども。

今回請求資料でも、支給月が今まで3回だったんだよね。今回新たに6回になるというこ

とで、今までも3回でも何で3回なのという議論もあったんだけど、この6回についてもそうだし、10月から条例の適用になっていて、いつからもらえるんですか、これって。最初の年6回で10月、12月になるのか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

この改正後の金額等での支給については、第1回が12月です。令和6年12月、前月2か月分をその翌月に払いますので、10月、11月分を12月に初めてお支払いする形になります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

10、11月分を12月に支給ということで、そうすると今まで年3回の方が10月の次が2月だよね。その方たちも12月にもらえるということですね。

あと、影響について結構の金額かかっているんですよね、やっぱり。対象児童数も含めて、高校生を児童と言うのかどうか、ちょっと高校生世代で950人追加になって、所得の超過の対象外が100人ということで、おおむね1,050人ぐらい増えそうということですよ。それから割っていくと、大体5,800万円ぐらいかかるということで、この辺について、そもそもの児童手当の目的としては子供とかその辺であるんだけど、実際には中学生までだったのが高校になって、実際に蟹江町でも高校生まで医療費無料化、もう高校卒業までは大分手厚い支給になっている状況で、そこからさらに踏み込んで、大学が一番やっぱりお金がかかるという問題、22歳、これ言いだすと切りなくなっちゃうんだけど。

その辺も含めて今後やっぱり、児童手当自体国の支給なので、町としてももうちょっと何らか手厚い方法をちょっと考えていただきたいなと思います。というこっちからの要望で、お願いします。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

○委員 安藤洋一君

ちょっと教えてほしいんですけど、この資料の支給対象のところの18歳到達後の最初の3月31日までというのがあるんですけど、学年の終わりってたしか4月1日だったですかね。そうすると、4月1日に誕生日を迎えた人は、それでも学年としては終わりなんだけれども、そこからずっと回って次の3月31日までが支給対象という考えでいいんですかね。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、あくまで高校生で言うと、その学年の学期の末の年代のところまでというふうな考え方で大丈夫かと思います。

○委員 安藤洋一君

上に高校生年代までと書いてあるもので、そういうことかなと思うんだけど、括弧書きのほうでこういうことが書いてあると、これで突っ込まれるんじゃないかなと思うだけ

れどね。私4月1日だから、次まで支給するという話は出てこないですか。ちょっとそれが気になったんですけども。そここのところの整合性をちょっと取っておかんと、問題発生になる可能性があるかなと。括弧書きを消せばいいけれどね。

○民生部長 不破生美君

すみません、ちょっとその辺が、申し訳ないです、ちょっと言ってみえる、ごめんなさい、ちょっとどのように理解したらいいのか、ちょっともう一度教えていただけるとありがたいんですけども、すみません。

○委員 安藤洋一君

学年の仕切りが4月1日誕生日までが学年でしょう、子供の。4月2日からスタートで、4月1日までが1つの学年という考え方ですよ。そうすると、この18歳に到達後の最初の3月31日まで、4月1日が誕生日だった人は、そこから次の3月31日が来るまでずっと支給対象になるのかなという理解ができますよということですね。上の高校生年代までというのが、ちょっと1年間の差が出てくるのではないのでしょうかという疑問なんです。問題ないですよと言うのであれば、それはそれでいいんですけども。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

安藤委員が言われること、恐らくこの18歳到達というのが、なぜ4月1日が前の学年に入るかというのなんですけれども、恐らく1日前、誕生日の1日前をもって何歳到達というような考え方で学年の設定も多分されているという形、法的にされていると思います。その関係で、この18歳到達というのが3月31日時点で到達というのは、多分4月1日の誕生日を迎えた方も含めた考え方による学年の設定であったり児童手当の考え方であるように思います。

以上でございます。

○委員 安藤洋一君

たしか31日を越えた時点でとか何とかという何か解説だったと思うんですけども、皆さんにそういう分かりやすい説明をしていただいて、もし何か問題になったときには説明できればいいのかなと思います。普通はそんなぎぢぢなやつはめったにないんで大丈夫だと思うんですけども、もしそういう何か相談事とか苦情とかがあった場合に、そういう丁寧な説明をしていただければありがたいです。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑は。

○委員 三浦知将君

改正後の加算の算定方法についてちょっとお聞きしたいんですけども、このただし書ですね。監護相当かつ生計費負担をしている児童に限るというのは、まず、こちらどういうことかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

監護相当、生計費の負担というところなんですけれども、まず、この要件としまして国の考え方を確認しましたら、監護相当というのは、例えば定期的な連絡、面会等をしているということで、例えば離れて大学で暮らしている場合とかかなり想定できると思うんですけれども、そういった場合もそういった連絡、面会等をしていけば監護相当というふうに考えられる。

それから、生計費の負担につきましても、例えば家賃の補助をしている、あとは学費を払っているということであれば、生計費の負担をしていると捉えられるというふうに確認をしております。

以上でございます。

○委員 三浦知将君

ありがとうございました。

このただし書の方に関しては、やはりこれは自己申告になるのでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、この大学生年代の監護相当、生計費の負担につきましては、そういった確認書という様式がございまして、そちらを保護者の方にご記入いただいでご通知いただく。また、こちらでそういったものが確認できない場合は、例えば通帳の写し、仕送りがあれば仕送りが確認できる通帳の写しなどを提出いただくというような事務の流れになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今ちょっと三浦委員の話で、大学生世代、生計費負担とかそういうことで、別に暮らしているんだけど生活費を補助しているよということが確認できればと。そうすると、例えば中学校卒業で働いている子ってどうなるの。そこまで給料もらえないから、親がちょっと出しているよという場合。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、板倉議員が言われるそういったいろんな想定がされると思うんですけれども、恐らくこの児童手当に関しては広く支給する方向で、例えば中学生で働いている子がいても、同じご飯を食べていたら食費の負担は親がしているというような捉え方で支給のほうはしていくような形になるかなと思います。

これから国からもいろんなQ&Aが出てきますので、それに沿って事務のほうは進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他にございませんか。

(発言する者なし)

では、質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 不破生美君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回の条例改正、国保の条例改正の要点でもあるように、被保険者証がもう完全に新旧対照表でもなくなるということで、12月2日からマイナ保険証にしていくということなんですけれども。

ちょっと僕も勉強不足か、旧のほうでも新の対象者でも罰則規定ってあるんですよね。これって、旧のほうで被保険者証の返還を求められて、これに応じない、滞納や何かで返してくださいよと言われても返還に応じなかった人に、罰則で10万円以下の過料を科すと。今回新しくなっても、虚偽の届出をした場合、その者に10万円の過料を科すとあるんだけれども、これって罰則規定ということなんだね、これ。

じゃ、実際にそんな方々がいたのか、ちょっとそこを。今後もどうなるのかということもあるんだけれども、お願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

このたび改正しました条例に関しましては、国民健康保険法に基づき条例改正をしたもの

で、いわゆる罰則規定に該当するものでございますが、確かに条例上ではこのように規定はございますけれども、では、現実に保険証を返していただけない方に関しましてそのような過料を科したということはございませんし、他の自治体におきましてそういったことをやっているというふうに聞いたことはございませんけれども、やはりこういった罰則規定がないことには強制力がございませんので、こういった罰則規定というのは必要なものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうなのよね。蟹江町でも、だからこんな条例があったのかと僕も思ったところだし、ほかの自治体も多分、社協のほうでも把握して、そんな科されたなんていう情報も入っていないから、ないという、条例の中であるだけで、本当に科した方はいないと思うんだけども。

それを含めてどうなのかと、今回これでもう完全に保険証の文面もなくなって、12月2日からということ適用していくという問題で、いろいろ賛否はあると思いますけれども、ある意味どんどん国のほうで進めていったマイナンバーカードの普及含めてマイナ保険証、やっぱり毎回言うようだけれども、マイナカード自体任意のはずが保険証によって強制になるんじゃないかという話もやっぱり出てきている中で、一番役割を担う自治体が本当に対応に、これから12月2日を迎えて、来年の資格確認書の話もそうなんですけれども、多分すごいどうなるんだと。今でも結構連絡あると聞いていますし、今後これからの予定として結構問合せ、苦情含めてね、苦情がほとんどだと思っただけけれども、その対応をどうやっていくのか。ちょっと気持ち的につらい面もあると思うんだけども、その辺の今後の予定。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今度、12月2日のマイナ保険証一体化に向けて今後多少混乱も生じますし、また、お問合せ等も増えるかと思えます。そういった状況に対しまして、私たち保険者として、今ある情報を正確にお伝えしていくことに努めて、そういった混乱が生じないようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第46号に反対の立場で討論をいたします。

今回の議案は、現行の健康保険証の新規発行が本年度令和6年12月2日に廃止されることに伴い、被保険者証の表記をなくすことにあります。マイナ保険証については、現行の保険証を残してほしいという意見もたくさんあり、依然として廃止への不安や疑問が根強い実態があります。現行の保険証で困ってないのになぜ廃止するのか、それも多額の予算をかけてまでということもあります。

また、カードを持っていても保険証として使用している方も10%、1割ぐらいであります。現行の保険証が使いやすい、情報漏洩が不安という結果が出ています。医療機関や介護施設などの現場からも、現行の保険証を残してほしいとの声も上がっています。

このような状況下で保険証を廃止することは、大きく混乱を来すこととなります。せめて現行の保険証も残しながら並行していくべきではないかと考えます。

以上が反対の理由であります。

以上です。

○委員長 石原裕介君

では、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

私は賛成の立場から討論します。

今回提案されている蟹江町国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い必要な改正となります。

よって、私はこの本案に賛成をいたします。

以上です。

○委員長 石原裕介君

では、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石原裕介